

指 示 第 5 号
令和3年1月27日

大阪拘置所長 橋 本 洋 子

死刑確定者に対する余暇活動の援助について
標記について、下記のとおり定め、即日施行する。

なお、平成26年3月7日付け当職指示第7号「死刑確定者に対する余暇活動の援助について」は、廃止する。

記

1 目的

この指示は、死刑確定者（以下「確定者」という。）の心情の安定及び処遇の充実を図るため、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第39条の規定に基づき、確定者に対する余暇活動の援助について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 余暇活動の援助の内容

(1) 読書支援

読書支援として、確定者に貸し出す書籍を確定者専用書籍として図書工場に備え付け、確定者専用書籍一覧表を作成して確定者に貸与し、同一覧表の中から希望する書籍を選択させ、貸し出す。

(2) 視聴覚支援

ア 視聴覚支援として、確定者にDVDソフトを貸与し視聴させる。

イ 視聴覚支援を許可した確定者には、ポータブルDVDプレイヤーを個人貸与する。

ウ 確定者に視聴させるDVDソフトは、処遇部門事務室に備え付け、DVDソフト一覧表を作成して確定者に貸与し、同一覧表の中から希望するDVDソフトを選択させ、貸し出す。

3 対象者の選定手続

(1) 読書支援

ア 確定者全てを対象とする。

イ 確定者から支援を希望する旨の申出があり、当該確定者の動静等が安定していると認められる場合、所管の統括矯正処遇官（以下「所管統括」という。）は、視察表決裁により許否判断を仰ぐものとする。

(2) 視聴覚支援

ア 確定者としての処遇の開始後、相応の期間を経過し、動静等が安定していると認められる者を対象とする。

イ 確定者としての処遇の開始後、相応の期間を経過した確定者から支援

を希望する旨の申出があり、当該確定者の動静等が安定していると認められる場合、所管統括は、視察表決裁により許否判断を仰ぐものとする。

4 余暇活動の援助を行う手続

- (1) 確定者から余暇活動の援助を希望する旨の申出があった場合、居室棟担当職員は、その旨を所管統括に報告するとともに、確定者に支援を希望する項目、支援を希望する理由を記載した願箋を提出させる。
- (2) 上記(1)の願箋の提出があった場合、所管統括は、当該確定者に係る個別の事情等を勘案し、許否判断についての視察表を作成し、判断を仰ぐ。
- (3) 余暇活動の援助は、視察表決裁により許可の判断となった翌週又は翌月から開始する。
- (4) 視聴覚支援を開始するに当たっては、視聴覚支援に関する遵守事項（別紙）を当該確定者に告知し、誓約させた後、署名させる。

5 余暇活動の援助の中止

- (1) 余暇活動の援助を受けている確定者が、遵守事項を遵守せず（視聴覚支援に限る。）、懲罰を科されるなど、援助を継続することが適当でないと認められる場合には、所管統括は、その中止について、視察表決裁により判断を仰ぐものとする。
- (2) 上記(1)により余暇活動の援助を中止した確定者について、援助を再開することが相当であると認められる場合には、所管統括は、視察表決裁により許否判断を仰ぐことができる。

別 紙

視聴覚活動支援に関する 遵守事項

- 1 職員の指示に従って視聴すること。職員の指示に従わない場合には、以後のDVDの視聴を中止する場合がある。
 - 2 機器は大切に取り扱い、故障や異常があると思った場合は、すぐに職員に申し出ること。
 - 3 視聴時は、ヘッドホンを使用すること。ヘッドホンを使用することに支障がある場合は、使用しなくてもよいが、他の者の生活の妨げとならない程度の音量にすること。
 - 4 機器の操作方法についての職員への質問等は、平日の昼間に行うこと。それ以外の日は質問等には応じない。
 - 5 視聴する際には、横臥するなどの不体裁な姿勢はとらないこと。
 - 6 DVDを視聴していたことを理由に、所定の受付時間以外の発信の申請や物品の購入の願い出は受け付けないので注意すること。
 - 7 DVDの視聴をしているときは、信書や書面の作成をしないこと。DVDの視聴が予定されていた時間に、信書や書面の作成を優先するなど、自己の都合により視聴を辞退する場合、代替日は設けないので注意すること。
- 上記1から7までの遵守事項を守ることを誓約します。
- 遵守事項を守らないことで、DVDの視聴が中止となっても不服は言いません。

年 月 日

称呼番号 第 番 氏名 (姓のみ)